

願いたい。

A 本市においては、これまで社会変化に対応し、市民の皆様のご要望にこたえるべく、積極的に種々な事業に取り組んで参りました。継続中の事業だけでもクリーンセンター建設事業を始めとした大型プロジェクト事業が山積されており、また、高齢化社会に対する一般財源充当も多くなってきたり、本市の財政は、依然として厳しい状況にあります。市民の皆様への要望もきわめて多く、これにこたえるため、一生懸命取り組みをさせていただいております。平成八年度の財政計画に沿って財源の確保を図りながら限られた財源を重要な施策へ重点的、効率的に配分するとともに福祉の充実等についてもきめの細かい配慮をいたしました。

また、起債関係については、現在のクリーンセンター建設事業や振興実施計画に基づいて今後事業を実施したとすると、一般財源の伸び率を毎年5%とすると、公債費の一般財源に占める割合は、現状のまま推移し、3%とすると平成十二年頃がかなり厳しくなる予想をしており借金に依存するという財政の体質は、好ましいことではないので、今後とも行政経費の徹底した削減、合理化と、事務事業を見直し、一層厳しい事業の選択を行いながら健全な行財政運営に努めてまいります。

一般廃棄物処理 基本計画

Q 平成元年に策定された一般廃棄物処理基本計画について、この計画の中では、新しいクリーンセンターの供用開始を平成六年とし、平成十二年度を計画目標年次と定めておられるが、現在では計画年度から数年のずれが生じており、基本計画策定年の内容と現在とでは整合しなくなっております。今、新しいクリーンセンター建設に向け踏み出そうとしておられますが、廃棄物処理の基本を見直し、それに合った施設規模を定めなければならないと思えますが、基本計画を見直す考えがあるのかお尋ねします。

A 平成元年度に策定した基本計画につきましては、小浜市総合開発計画との整合性を図り、長期的視点に立った計画であり、これを基礎として適正かつ計画的な運営を図ることを目的としております。

平成七年三月に策定した(仮称)小浜市クリーンセンター施設基本計画につきましては、経年変化による見直しを行っており、計画処理量の将来予想人口の予測とごみ排出量の予測の実績数値をもとにいくつかの時系列法を用いて予測計算を行い、もともと妥当と考えられる数値を予測値としております。しかしながら、容器包装リサイクル法の施行や廃棄物循環型社会基盤整備事業計画の策定に基づき、不燃物の分別収集の拡大や、排出抑制等ごみの減量化を推進する必要があり、新しい施設については、現在処理規模等について新たな見直し作業を進めています。

また、一般廃棄物処理基本計画の中で、可燃ゴミ処理施設の整備については、緊急を要するというような基本的な項目でありますので、現在見直しは考えておりません。

市道的場線

Q 市道的場線の改良工事の進捗について、市道の場線の改良工事における周辺幹線道路集落からの要望でもあります主要幹線道路はどのようなものかお尋ねします。また、江田川の改良工事計画についても合わせてお尋ねします。

A 市道の場線の改良工事につきましては、小浜上中縦貫線と国道二七号を結び重要なアクセス道路として取組みをいたしており、平成七年度から調査および用地買収をいたして、平成九年度完成を目指しております。

周辺幹線道路拡幅工事につきましては、小浜上中縦貫線の供用開始に合わせ施工したいと考えており、安全、円滑でゆとりある道路整備の対応に努めてまいります。

また、江田川新井溝踏切横の排水路の整備について、全体延長二百メートルで平成八年から十年までかけて整備をしていきたい。

教 育

Q 教育は国家百年の大計といいますが、地域にとってもこれから二十一世紀を迎えるにあたり、どういった人間を育てていくかが極めて重要な課題であります。本市ではどういった人間像を目標に教育をされているのか、またその人間像に迫るためどのような取組みをされているのかお尋ねしたい。また本市では、学力向上対策事業として就学入学時、新入生テストなど毎年実施されていますが、学力のとらえ方と、この事業の経緯と、内容、また活用の仕方、今後の取組みについてお尋ねします。

A 本市の学校教育におきましては、子どもたちに次のような願いを託して教育の推進、充実を図っております。自己教育力を備えた人間の育成、人間尊重の精神を身につけた心の温かい人間づくり、健康でたくましい活力に満ちた人間に育ててほしい、以上のような生涯を通じて明るくたくましく生活できる人間像を目指して日々の教育活動の推進をしております。

また、学校教育の基本方針として、考え出す頭づくり、たたえる心づくり、そしてたくましい運動能力づくりの三本柱を頭の中に入れて取り組んでおります。

学力につきましては、従来からそのとらえ方につきましてさまざまな議論がございますけれども、結果としての学力が本当の学力でなく、そこにいたる経過も含め、そうしたものの総体を学力というふう

に認識しております。学力向上対策事業の経緯と内容、活用の仕方、今後の取組みについてでございますが、本市の小・中学校の児童・生徒のテストの点数をまずアップさせるといふことと将来の大学進学、就職時の成績の向上に備えようというのが最初の出发点であります。現在の主な事業内容としましては、小学五年生と中学校一・二年生の標準学力テストの実施と、先進校の視察、講演会の開催等を行って、事業の推進により確実に学力がレベルアップいたしております。今後は、上がったレベルを落さず、さらに新しい創造力を生み出すようなことも考え、学力の基礎、基本とな

る学力の維持向上のために学力向上対策事業に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

広域交通体系

Q 広域交通体系の整備について、次の路線の現在の状況と今後の取組みについてお尋ねします。

①都市計画道路小浜上中縦貫線・臨港線との交差点の線・臨港線との交差点の線。その後の計画と進行状況について

②小浜臨港線 神田橋から国道二七号の間の用地取得と建物補償等の現況について

③中部農免道路 一期分の小浜縦貫線の府中～次吉、二期分の次吉～甲ヶ崎の進行状況と今後の取組みについて

④県道羽賀東小浜停車場線 高塚橋の架け替え工事等について

A 近年、道路整備に対する要望、期待は極めて強く、二十一世紀に向けた新たな道路構造として、良好な環境の創造、ゆとりある道路空間等社会の要請に対応した

道路整備を進めております。

①都市計画道路小浜上中縦貫線は平成九年度完成を目指し工事がなされてますが、小浜市役所から、臨港線までの未着工区間につきましては、臨港線の完成後に具体的な事業化に取り組みたい。

②臨港線の神田橋から国道二七号までにつきましては、現在まで代替用地の確保に時間を要しましたがようやく事業進捗の目処が立ち、現在二件の用地及び物件で補償交渉をしており、県と一体となつて解決できるよ

う努めてまいりたいと考えております。また、県では、平成八年度から工事を再開できるように計画しています。

③中部農免道路につきましては小浜縦貫線の府中～次吉を一期、次吉～甲ヶ崎を二期として一期を平成十年、二期を平成十二年に完成目標としております。進捗状況につきましては、一期分として、小浜縦貫線の府中から北川までが完成しており、現在北川堤防から次吉への昇降路部分を工事いたしております。また二期に

つきましたは、甲ヶ崎側の路床が完成しており、奈胡地係の熊野側から奈胡区への路床工事を施工しております。中部農免道路につきましては地域の基幹道路として住民の利用しやすい道路となるように早期完成に向け努力してまいります。

④県道羽賀東小浜停車場線の、高塚橋の架け替え工事につきましては、幅員が狭く、近年の交通量の増大と老朽化による架け替えの調査を平成七年度から着手いたしており、取付け道路等を含め、完成は平成十七年頃になる予定であります。

今後とも、道路橋梁の安全性、高品質化を目指し、市民の皆様のニーズに応えるべく努力いたしてまいります。

東小浜駅 周辺整備

Q JR東小浜駅周辺整備基本構想策定事業について、昨年の六月定例会では、

国鉄清算事業団との間で平行線をたどっていました用地の返還交渉もようやく解決し、

周辺の拠点施設の整備を基本方針として検討している最中であるとのことでございますが、現時点での構想として基本的な考え方等できる限り具体的にお尋ねしたい。

A JR東小浜駅周辺整備基本構想策定事業につきましては、基本構想の核となります施設が地域福祉センターであり、社会福祉協議会と地元の方から強い要望がございまして、JRや周辺にある観光、文化、教育関係者など幅広い意見をお伺いいたし、基本構想の策定に活かしたいと考えており、新しいスタイルの福祉のありかたを模索する施設づくりを考えていかなければならないと思っております。また、施設の整備に伴います付帯施設として、当地域は、観光歴史の中心地でもありますとともに、伝統産業も活発に展開されておりますことなどから、観光地としてのイメージアップを図るため、歩道、広場、ロータリー等、駅前一体の整備や、観光案内所、駐輪場、駐車場、公園などイメージアップにつながるような施設も合わせて整備をしていきたいと考えております。

管内行政 視察実施

4月16日から26日にかけて小浜市議会各常任委員会が管内行政視察を実施いたしました。

各委員会の視察日と視察先は次のとおりです。

◎教育民生常任委員会（視察日 四月十六日）

視察先

- 1 衛生管理所
- 2 飯盛寺
- 3 クリエートプラザ若狭
- 4 養護学校建設予定地（羽賀）
- 5 田烏保育園
- 6 田烏小学校
- 7 若狭総合公園
- 8 小浜市交流ターミナルセンター
- 9 健康管理センター

◎総務常任委員会（視察日 四月十九日）

視察先

- 1 小浜市交流ターミナルセンター
- 2 C A T V局舎
- 3 健康管理センター
- 4 若狭消防組合消防緊急通信指令施設
- 5 行政改革に関する報告書の説明（庁舎）

◎建設常任委員会（視察日 四月二十三日）

視察先

- 1 河内川ダム建設事業
- 2 市道の場線道路改良事業
- 3 小浜縦貫線 南川大橋橋梁工事
- 4 市道丸山奈胡線道路改良事業
- 5 西津東部土地区画整理事業
- 6 釣姫団地1号棟新築工事
- 7 小浜浄化センター
- 8 第3期拡張事業 谷田部水源
- 9 臨港線立体交差事業
- 10 海浜小公園整備事業

◎産業経済常任委員会

（視察日 四月二十六日）

視察先

- 1 小浜市交流ターミナルセンター
- 2 内外海漁港改修事業（阿納）
- 3 地域農業拠点施設（新保）
- 4 広域営農団地農道整備事業
- 5 鵜の瀬周辺環境整備事業
- 6 須縄用水施設

（視察日順）

意見書

新たな「食料・農業・農村基本法」の制定を求める意見書

農村基本法が制定されて三十五年が経過した。

この間、本市の農林漁業、農山漁村を取り巻く環境は大きく変化し、担い手の高齢化や、過疎化が進み耕作放棄地の増大、食料自給率の低下、環境問題等大変厳しい状況にある。

一方、わが国では多くの食料を外国に依存しており、国民の間には食料の安全・安定に対して不安感が高まっている。

近い将来、食料・環境の危機が予想される中で食料自給率の向上、農林漁業の再建が重要である。

ついては、下記事項を盛り込んだ農政理念、政策に目標を置く食料・農業・農村基本法を制定されるよう強く要望する。

記

一、食料自給率の向上、安全な食料の安定的供給を国の基本的役割りとする事。

二、農林水産業の持つ国土・環境保全など公益的機能を位置付けること。

三、農林漁業の振興による地域経済・社会の活性化を図ること。

四、農林水産業の生産基盤と生活基盤を一体的に整備すること。

五、中山間地域の農林業の振興、所得確保で定住化を図ること。

六、資源の循環による持続可能な農林漁業を目指すこと。以上、地方自治法第九十九

条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年三月二十二日

小 浜 市 議 会

寒冷地手当の見直しに関する意見書

人事院は、九十五年の人事院勧告の際の報告で、「寒冷地手当」の見直しを九十六年の勧告に向けて行う方針を明らかにし、大幅に削減する方向で検討している。

「寒冷地手当」は、寒冷積雪地帯で暖房費や生活費が余分にかかる経費を補填するものであるが、冬季間における住居、暖房、被服、履物、交通など寒冷地特有の費用の支出が「寒冷地手当」を超えているのが実態である。

「寒冷地手当」は、公務員の生活に直接かわるだけでなく、公務員の賃金に準拠している私立学校教員、農協職

員、政府・地方自治体関連団体の職員などにも波及し、地域経済に少なからず影響を及ぼすことが懸念されるところである。

よって、人事院は、「寒冷地手当」の見直しにあたっては、寒冷積雪地の公務員の生活実態を正確に把握し、不利益をもたらしないうよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年三月二十二日

小 浜 市 議 会

地方分権の実現を

求める意見書

昨年五月、永年にわたる地方公共団体の強い念願であった地方分権推進法が成立し、七月には同法に基づき、政府が作成する地方分権推進計画

について具体的な指針を勧告

する地方分権推進委員会が発足している。

地方分権推進委員会は、地域づくり部会、くらしづくり部会を設け、多様な行政課題について精力的な検討審議を行い、昨年十二月末には「機関委任事務制度を廃止した場合の従前の機関委任事務の取り扱いについて（検討試案）」をとりまとめている。

よって、地方分権推進委員会は、予定されている中間報告において、地方公共団体の総意を踏まえた地方分権の実現について明確な判断と方向を示し、遅くとも本年中に具体的な指針を勧告されるよう強く要望する。

政府は、勧告を受けた際は、速やかに実効性のある地方分権推進計画を作成し、その計画に基づく施策を実施されるよう強く要望する。

平成八年三月二十二日

小 浜 市 議 会